

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名	総務省
対象税目	<p>個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽自動車税・ 鉱産税・市町村法定外普通税・入湯税・都市計画税・水利地益税・共同施設税・宅地開発税・国民健康保険税・市 町村法定外目的税）</p>		
要望 項目名	合併市町村における課税免除又は不均一課税等の特例措置の延長		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地方分権の担い手としてふさわしい行財政基盤を有することができる基礎的自治体を形成するため、現行 の市町村合併特例法の失効後も新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を支援することとする。 この法律は、合併に関する障害を除去するための特例を中心に定めるものとする。</p> <p>・ 特例措置の内容 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第16条の地方税に関する下記の特例につい て、平成22年度以降の新たな合併に係る特例法においても同様の内容の特例を引き続き設けることとする。</p> <p>① 市町村の合併後直ちに均一の課税をすることが、かえって住民負担の均衡を欠くこととなると認めら れる場合に一定期間課税をしないことまたは不均一の課税をすることができる。【すべての税目】</p> <p>② 事業所税の非課税団体同士が合併して人口30万以上の市となる場合に、都市としての実態や人口実態 に変化が必ずしもないにもかかわらず、事業所税が課税されることになることが合併の支障となる場合 があるため、一定期間政令による課税団体の指定をしない。【事業所税】</p> <p>③ 市町村合併に伴う税負担の増加を緩和するため、市町村合併に伴い特定市となる地域に所在する市街 化区域農地のうち、新たに宅地並課税の対象となるべきものについては、一定期間宅地並課税の適用を 受けないこととする。【固定資産税、都市計画税】</p>		
関係条文	市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第16条		
要望理由	現行の市町村の合併の特例等に関する法律第16条の規定は、合併に伴い住民の負担に均衡を欠く場合などに 適用される特例であり、合併による障害を除去するための特例措置であるため、新法においても存置しよう とするもの。		
減収 見込額	（初年度） — （精査中） （平年度） — （精査中） （単位：百万円）		
地方税 以外の 措置	既存	・ 国税 なし	・ 融資、補助金その他 なし
	22年度 の望	・ 国税 なし	・ 融資、補助金その他 なし
過去の 要望経緯	<p>①の特例措置については、昭和28年の町村合併促進法制定により創設され、昭和40年制定の旧合併特例法 においては、昭和50年、昭和60年、平成7年に10年間延長され、平成16年制定・平成17年施行の現行合 併特例法により5年間延長された。</p> <p>②の特例措置については、平成14年の旧合併特例法改正により創設され、平成16年制定・平成17年施行の 現行合併特例法により5年間延長された。</p> <p>③の特例措置については、平成15年の旧合併特例法改正により創設され、平成16年制定・平成17年施行の 現行合併特例法により5年間延長された。</p>		
本要望に 対応する 縮減案			